

V 難民の国際法と日本法 (その1)

[松井芳郎ほか『国際法〔第5版〕』（有斐閣Sシリーズ）182-185頁]
[文献] 小畑郁2009「難民の保護・援助」家正治ほか編『国際機構〔第4版〕』
世界思想社

A 難民現象をどうみるべきか

[文献] 阿部浩己[1995]「難民法の軌跡と展望」
同『人権の国際化』（現代人文社、1998年）

1 難民と難民現象

a 難民とは

refugee < refuge < fugio (L.):to flee

b 国際問題としての難民現象

- (例) アルメニア難民(1915年～) 約50万人
- (例) ロシア難民(1917年～) 約150万人
- (例) ユダヤ難民(1933年頃～) 約1,000万人

2 難民現象の基礎

☆どうして20世紀になって、国際問題としての難民問題が発生したか

←二重の意味での「世界」戦争（西谷修）

[文献]西谷修[1992]『戦争論』（講談社学術文庫、1998年）

←入国管理の強化

Cf. トーマス・ジェファーソン「地球上のどこかに住む権利」（1801年）

B 現代難民法の基本構造

1 難民条約(1951年)によるハードな保護

a 難民条約の意義と文脈

(1)意義

対象の一般性と限定性（1条 [B2010; 3-29; 260頁 / B2011; 260頁]）

(2)関連文書

国連難民高等弁務官事務所(UHCR)規程(1950年)

難民議定書(1966年) [B2010; 3-30; 265頁 / B2011; 265頁]

: 時間的・地理的制約を取り除く

b 難民条約が難民に認める権利

(1)合法的に居住する難民が有する権利

(2)難民であるだけで有する権利

- ①不法入国・不法滞在を理由とする刑罰からの免除（31条1項）
- ②移動制限の限定・他国への入国のための便宜供与（31条2項）

③追放・送還の禁止（ノン・ルフールマン原則，33条）（→次々回）など

(3)まとめ

★難民条約は、締約国に難民を受け入れる（在留を認める）義務を課しているか
行き場を失った者への応急的措置

c 難民条約における難民の一般的定義（1条A(2)）

①国籍国の保護喪失 Cf.いわゆる脱北者

②迫害をうけるという「十分に理由のある恐怖」を有している

「迫害」 ← 5つの差別事由

主観性とそれに対応する客観的事実

③国籍国の外にある一付随的要件

一単に行き場を失っているだけでは不十分とされる

★イデオロギー的理由から反体制闘争に参加し隣国に逃れた両親から、難民キャンプ
において出生した子は難民条約にいう難民か。

☆難民性に迫害要件は不可欠か

[文献] 小畑郁2011「地球上のどこかに住む権利」書齋の窓601号

2 アド・ホックでソフトな地域内保護

a 大規模な避難民

(1)アド・ホックな対処

[事例研究] インドシナ難民問題（1975年～）

[文献] 川島慶雄 1991「インドシナ難民問題の現状と課題」 阪大法学41巻2=3号

[判例] 東京地判1987(S62)・10・29判タ680号126頁LEX/DB27802603

(2)アフリカにおける難民の定義の拡大（1969年のアフリカ難民条約1条2項）

「『難民』という文言は、また、外部からの侵略、占領、外国の支配、又はその出身国若しくは国籍国の一部若しくは全部における公の秩序を著しく乱す出来事のために、出身国又は国籍国の外の場所に避難所を求めて、その常居所地を去ることを余儀なくされたすべての者にも適用される。」

★難民条約を、アフリカから逃れてきた者については上記拡大された定義を適用する、
と改正した場合と、現実がそうであるように、アフリカの地域条約でそのように規定する場合とでは、どのような相違があるか。

b 国連難民高等弁務官UNHCRの拡大された権限

①難民（アフリカにおいては、上記条約で拡大された者も含む）

②国内避難民internally displaced persons（国連総会決議48/116）←領域国の同意を要件

③無国籍者（国連総会決議50/152）

3 現代難民法に対する批判

①「迫害」要件 → 難民流出国への負の性質付け、「難民」を人質とした外交

②ハード・ソフトの二重構造 → 難民の管理と封じ込め